

# 介護保険制度外のその他利用料にかかる留意点

## ● 基本的な考え方

- ① その他利用料は、一律に徴収するのではなく、利用者又はその家族等の自由な選択・希望に基づき当該サービスを提供した場合に徴収できる。
- ② 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係があるその他利用料は徴収できない。
- ③ あいまいな名目によるその他利用料は徴収できない。
- ④ その他利用料の額については、原価の積算を必要とするようなものではないが、利用者等から説明を求められた際に説明できるようにしておく必要がある。
- ⑤ その他利用料のサービスを提供した際の当該利用料の受領に係る同意については、文書により行う必要があり、重要事項説明書の末尾に、“希望してサービスの利用を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意する”旨を記載し、同意の署名等を受ける、もしくは、別途サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者等に署名を受けることにより同意を得る必要がある。

※ ①～④はH12.3.30付け老企第54号に記載、⑤はH12.11.16付け老振第75号、老健第122号に記載

また、「「その他の日常生活費」に係るQ&Aについて」（平成12年3月31日付け事務連絡（令和7年2月13日に一部改正））を確認してください。

※上記一部改正は、Wi-fi等の通信設備の利用料の徴収を可能とするものです。

## ● 具体的な問題事例

- 身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用の積算根拠として、本来施設が負担すべき、娯楽室等に備えている新聞や雑誌、トイレトーパー（個室に係るものを含む）、清拭タオル等を内容としている事例  
〔施設及び通所〕  
→ 積算根拠の適正な内容への見直しが必要
- 通院送迎は施設サービスの一環として行うものであり、それに要する費用を徴収していた。〔介護老人福祉施設及び短期入所生活介護〕  
※送迎や付添も含め約1日程度時間がかかる場合はその交通費について実費相当を徴収することは可能（運営規程等への明記、利用者の同意が必要。）
- 本来、サービスの一環として施設が負担すべき次の経費を徴収していた。  
〔施設、短期入所及び通所〕
  - ・ 傷の手当等に使用するガーゼ代
  - ・ 嚥下困難な入所者に対し、食事及び水分補給時に使用する増粘剤に要する経費
  - ・ 褥創予防用のエアマットの利用料（電気代を含む。）
  - ・ 身体拘束用の介護衣（つなぎ服）の使用料
  - ・ おむつ交換時等に感染予防等のために使用する手袋（ディスポを含む。）
  - ・ 臭気対策として使用する消臭剤代、消臭効果のある食品代
  - ・ 入浴介助に使用するバスタオル代
  - ・ 水道光熱費、防水シート
  - ・ レントゲン撮影等による健康診断に係る費用
  - ・ 通常の事業の実施地域内における送迎費用 など
- あいまいな名目による費用を徴収していた。〔施設、短期入所及び通所〕
  - ・ 付加管理料、アメニティ料
- おむつに係る費用を徴収していた。〔施設、短期入所〕
  - ・ リハビリパンツ、おむつカバー、尿取りパット

## ● 京都府の指導（返還）

その他利用料について、実地指導の際に上記の不適切な事例が確認された場合は過去に遡って利用者への返還を指導するとともに、上記事例から不適切な徴収と類推できる利用料についても、同様に遡っての返還を指導する。